

速記を止めてください。

[速記中止]

○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてくださいさい。

○委員長（金子原一郎君） 令和元年度一般会計補正予算（第1号）、令和元年度特別会計補正予算（特第1号）、令和元年度政府関係機関補正予算（機第1号）、以上三案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。蓮舫さん。

○蓮舫君 立憲民主党的蓮舫です。

○蓮舫君 総理に伺います。

財政運営の基本なんですが、財政民主主義を御存じですか。

○内閣総理大臣（安倍晋二君） 財政民主主義の基本的な考え方としては、政府が予算を作成し、国会に提出し、そして国会において御審議をいただき、そして国会の御承認をいただき、そしてそれを執行していくということです。

○蓮舫君 租税や公債などによる政府支出は国会を通じて国民の承認を得る、それが財政民主主義。政府の支出というのは、超過支出禁止、流用禁止、会計年度独立、三つの原則で執行が縛られています。

ところが、桜を見る会、安倍内閣の桜を見る会

は、国会で承認した予算をおよそ三倍上回る支出になっています。財政民主主義の観点から問題ありませんか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えを申し上げます。

桜を見る会の経費につきましては、確かにその予算計上の見積額を上回った支出になっていたことは事実でございますが、こちらは財政法の規定に従いまして、同一の項の中において経費を捻出してきたところでございます。

一般的には、事務又は事業の実施に際しまして、入札等の結果により、多くの場合は予算積算上の見積額よりも支出額を抑えることができるため、多少は、多少の余裕は生じるものでございます。

この桜を見る会の経費、毎年度の執行の経験から、そのあくまでも同一項の中での財政法のお許しをいただける範囲内で、七月時点であっても十分に執行できるという判断の下に支出をさせていただいたところでございます。

○蓮舫君 総理、三倍は多少ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋二君） 既に官房長からお答えをしているところではございますが、桜を見

見る会の予算と支出の乖離が拡大していたことは望ましいものではなかったと認識しております。

○蓮舫君 桜を見る会にはどういう方が、総理、招待されたんでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋二君） 招待者においては、これは從来から申し上げているところでござりますが、昭和七十年以来、内閣総理大臣が、各省

省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待し、日頃の労苦を慰労するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているものです。

○蓮舫君 桜を見る会には、反社会的勢力らしき人物が菅官房長官とツーショットを撮って、SN Sで拡散されました。多大な被害をもたらしたマルチ商法のジャパンライフの元会長も呼ばれていました。

○國務大臣（菅義偉君） この人たちは何の功労、功績者なんですか、総理。

○國務大臣（菅義偉君） 私が桜を見る会で写真を撮つたこと、多分数千枚撮つているかもしれません。そういう中の人が反社会的と言われました。私は全く承知していませんし、実際、反社会かどうかというのも具体的なことはなかつたんじやないでしようか。

○蓮舫君 何の功労があるんですかと聞いているんです。

○國務大臣（菅義偉君） ですから、その人がどなたか分からぬわけですよ。

ましたら、らしいということだったんですね。断定したら、私、抗議しようかなと思いますけど。

いろいろ方が出席をされますけれども、その中で、功労のある方など、また地域で活躍をしている方など、そうした方で、反社会ということを決め打ちすることは私、おかしいと思いますよ。その人の素性が分かつて言うんだつたら私受けますけれども……（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 御静粛に。

○国務大臣（菅義偉君） ですから、私、前に質問されたときに、質問の要旨も読み直しましたけど、反社会って決め打ちしないで、あたかも……（発言する者あり）いや、前回そうだったんです。ですから、私は、あたかも、私とその反社会的という人が懇親みたいなことを言われたんじやない。（発言する者あり）全く認めていませんよ。いや、桜を見る、桜を……（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 御静粛に。御静粛に。

○国務大臣（菅義偉君） 桜を見る会で写真を撮ったということは、その人が会場にいたということとは、それはある意味で当然じゃないですか。それと、私が、自分がその人と交際をしているとか、そういうことは全くないわけですから、それはひどいですよ。

○蓮舫君 じゃ、顧客勧誘に使われたマルチ商法、ジパングライフ元会長は何の功績があつたんです

か。

○国務大臣（菅義偉君） 過去の会合における特定の個人の参加の有無については、名簿が保全されておらず、そもそも招待者や推薦元には、個人に関する情報であり、従来から回答を控えております。特に民間人については、招待者リストを一般公表する前提で招待していないので、個人情報の取扱いとしては問題があるというふうに思っています。

毎年多数の招待者がおり、名簿を保存されている中で、個々の招待者について今から調べ、確たることを申し上げることはできません。

○蓮舫君 まあ意味不明な答弁ですけれども、功劳、功績が説明できない。

総理、結果として功労、功績がない方を国家行事で慰労してしまったという御認識はおありますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 桜を見る会の個々の招待者やその推薦元については、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて、従来から回答を差し控えさせていただいているところでございます。

〔速記中止〕

一方、一般論として申し上げれば、桜を見る会が企業や個人の違法、不当な活動に利用される」とは決して容認できないところでござります。

○蓮舫君 違います。

結果として功績のない方を慰労してしまったという総理の御認識はありますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいまお答えをさせていただいたとおりでございまして、個人情報を、個人に関する情報であるため、招待されたかどうかも含めて、従来から回答を差し控えさせております。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 安倍内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま答弁させていただいたとおりでございます。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） じゃ、安倍内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まあ基本的に先ほど答弁させていただいたとおりなんですが、昭和二十七年以来行ってきたところでございますが、基準が曖昧であつたがため人数が膨れ上がつてしまつたこと等について反省をしているところでございます。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） ちょっとと速記を止めてしまうと、

ことを前提とした上で御質問にはお答えできな
いということでおございまして、先ほど申し上げた
とおりでございます。

○蓮舫君 国会が認めたのは、功労、功績があつ
た方への税金を予算として執行することです。功
労、功績がない方に税金を使うことは認めていな
い。つまり、財政民主主義、超過支出の禁止の原
則、全てを違反しているじゃないですか。税金の
私物化そのものだとまず認めていただかないとこ
の話は前に進まないんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど申し上げ
ましたように、特定の人物を招待したのかしない
のかということについて、それを前提に、前提に
お答えすることについては、先ほど申し上げまし
たように、個々の招待者やその推薦元については、
個人に関する情報であるため、招待されたかどう
かも含めて、従来から回答を控えさせていただい
ているということでおござります。

○蓮舫君 特定の方については個人情報だから答
えられない。芸能人、テレビで映像全部流れてい
るじゃないですか。あるいは、マルチ商法の顧客
獲得に使われちゃっているじゃないですか。特定
できる人の個人情報で、何で守るんですか。むし
ろ、被害は安倍総理そのものじゃないですか。む
しろ、もっと積極的に情報開示していただきたい。
なぜ名簿を、あるかないかを再調査しないんで

すか。

○国務大臣（菅義偉君） 名簿については、これ
は何回もお答えもしていますし、そうして何回も
調べさせておりますけれども、ないということが
明快でありますので調査をしないということです。

○蓮舫君 森友、加計学園のときには、職員の手
控えのメモ、サーバーに残っていた共有フォルダ、
あるいは愛媛県庁が保存していた公文書から、い
いろいろなものが次々と出てきて、全容解明ではな
いけれどもいろいろなことが明らかになつた。そ
こで初めて再発防止策を講じることができるんで
すよ。ガイドラインの改正もそうだつたじやない
ですか、公文書管理の。

なぜ再調査をしないんですか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、招待者名簿につ
いては、公文書管理法のルールに基づいてあらか
じめ一年未満の保存期間と定めており、そのルー
ルに沿つて対応してきたということです。

その上に、その上で、名簿については、先ほど
申し上げています、昨年から何度も御指摘を受
けている問題なので、内閣府としても文書、電子
ファイルとも必要な確認を行つてきており、既に
廃棄済みだということであります。

この点は国会でも多くの御指摘があり、昨年秋
からは内閣府の担当部署において担当職員のフオ
ルダを確認したが、名簿のファイルはなかつたと
思われますか。

いうことです。

○蓮舫君 総理、捨てたからもう調べられない、
再調査を何度もお願いしても調査しない、捨てたと
いう、ログも調べない。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま官房長
官が御説明をさせていただいたとおりでございま
して、ログ等についても、なぜこれは出せないの
かということについてもお答えをさせていただい
ていると、このように承知をしております。

○蓮舫君 総理の御認識です。国民は総理の説明
に納得していると思われますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 国民の皆様の認
識について私が判断すべきものではないと、この
ように思います。

○蓮舫君 当初、官房長官は総理招待枠はないと
断言していました。招待者の内訳は推移も分から
ないとおっしゃられた。でも、この予算委員会の
理事懇に次々とそれらが明らかになる資料が出さ
れました。隠そうとしていた多くの事実が明らか
になつてきている。それにもかかわらず、名簿だけ
は廃棄、捨てたから説明できない、調査はしな
い。

○内閣総理大臣（菅義偉君） もう一回聞きます。内閣総理大臣として
ふさわしいその姿勢ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 御質問に対しても
できる限りお答えをさせていただいているつもり
でございます。

○蓮舫君 総理は、私の事務所では、後援会の関
係者を含め、地域で活躍しているなど、桜を見
る会への参加にふさわしいと思われる方を始め、
幅広く参加希望者を募り推薦を行っている。（資
料提示）前者と後者、同じですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私の事務所にお
いては、内閣官房からの依頼に基づき、後援会の
関係者を含め、地域で活躍しているなど、桜を見
る会への参加にふさわしいと思われる方を始め、
幅広く参加者を募り推薦を行ってきたところでござ
います。それを受けて、内閣官房において取
りまとめを行つたといふことでございます。

○蓮舫君 質問をしていてください。ふさわし
いと思われる方と幅広く募つた方は同じですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ふさわしいと思
われる方との認識の下に幅広く募つたといふこと
でございます。

○蓮舫君 ふさわしいと思われる方というのは絞
り込む作業なんです。幅広くというのは広めて募
集するんです。違うじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ふさわしいとい
う方を幅広くこれは募つてはいるというところでござ
います。（発言する者あり）

○蓮舫君 総理、では、幅広く募つた参加希望者
に、ふさわしいかどうかの条件は付けましたか。
でございます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 当然、それはふ
さわしいと思われる方を幅広く募つたということ
です。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ふさわしいもの
と思われる方といふことは、当然それは前提でござ
います。

○蓮舫君 資料で、安倍事務所が作った桜を見る
会の参加申込み、これ、どこにふさわしいといふ
項目がありますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、事務所
が言わば幅広く参加者を募り、これは推薦を行つ
ているところでありまして、それが実際にこれは
ふさわしいかどうかということについては、官邸、
内閣府でそれを取りまとめているといふことでござ
います。

○蓮舫君 安倍事務所としてふさわしいと考えて
いる人を募つた。でも、この資料を見ると、御家
族、知人、友人はコピーを御利用してお申し込み
ください。コピー使って桜を見る会に行きたいと
申し込んだ人はどうやつてふさわしいと安倍事務
所で判断したんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） その上で、事務
所として内閣府に推薦をしているといふことでござ
います。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） それじゃ、安倍内閣
総理大臣。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど、これは
もう既に申し上げているんですが、事務所でふさ
わしいと考えているものは、果たしてその基準に
合つているかどうかということについては、内閣

府で最終的に取りまとめを行う際にこの言わばチ
ペましたように、安倍事務所として……（発言す

る者あり）

○委員長（金子原二郎君） お静かに。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 安倍事務所とし
てふさわしいかどうかを考えているわけでありま
すが、それを更にこの内閣府において取りまとめ
を行う。（発言する者あり）あの、同じことを言
つているんだと思いますが、それを内閣府、そし
て、においてそれをチェックをして、チェックを
して取りまとめを行つてあるといふことでござ
います。

○蓮舫君 安倍事務所としてふさわしいと考えて
いる人を募つた。でも、この資料を見ると、御家
族、知人、友人はコピーを御利用してお申し込み
ください。コピー使って桜を見る会に行きたいと
申し込んだ人はどうやつてふさわしいと安倍事務
所で判断したんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） その上で、事務
所として内閣府に推薦をしているといふことでござ
います。（発言する者あり）

エックをしているということです。

○蓮舫君 コピーで申し込んだ人を安倍事務所はどうやってふさわしいと判断して内閣官房に提出したんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 安倍事務所として、言わば申し込んでいたい方々等について、それぞれその前に後援者の推薦をいたしているので、その段階でふさわしいものと考えているということです。

○蓮舫君 いや、御家族、知人、友人、コピー利用した人はどうやってふさわしいか分かるから、すごくシンプルなことを聞いていますよ。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは、安倍事務所が推薦する、ふさわしいと思ってその段階では推薦しているわけでございますが、内閣官房が確認した結果、私の事務所から推薦を行つたもので招待されなかつた例もあつたと承知をしております。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 済みません、質疑の妨げになりますから、質疑者以外の方は御静粛にお願いします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほど来、もう既に何回も答弁させていただいているんですが、これは事務所の方で、事務所の方でいろいろな方々に推薦もいただいたことも含めて、それを、

これは地方でありますから、大体これはどういうふうに、ふさわしかったかどうか。安倍総理の答弁もめちゃめちゃですよ。確認ですけど、政府としては、もう一度との招待者名簿、内閣官房総務省の推薦者名簿を再調査するという考えは一切エックをしているということです。

○蓮舫君 じゃ、確認ですけれども、出席希望者の返信を受けた安倍事務所は、ふさわしい確認などの作業をした上で内閣官房に名簿を提出するんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 基本的に、チェックって、それ、普通の言わば事務所においてチェックをするといったって、それはそれぞれ限界があるわけでありますから、誰かの推薦があればこれはふさわしいだらうと、そういう認識の下に、そして最終的な責任を負うのは内閣府において、内閣府において……。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。御静粛に。御静粛に。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それを取りまとめて行つていて、ふさわしいかどうかということを含めて取りまとめを行つてているということがありますから、誰が推薦したかということについて、誰を招待したかということについては、これは申し上げることができないわけでございますし、そうしたことを行う考え方はありません。

○蓮舫君 個人情報を出せと言つていません。名簿を出せと言つていません。安倍後援会が税金で歓待をされたか疑惑を晴らすために、千人の総理招待枠のうち後援会の人が何人だったか数を明らかにしてください、それを調査してくださいと言つているんです。

○蓮舫君 いや、何もやつていないとしか今受け取れないんですが。
官房長官、ちょっと確認するんですけども、政府として、もう本当に不確かなんですよ、名簿

が本当にふさわしかつたかどうか。安倍総理の答弁もめちゃめちゃですよ。確認ですけど、政府として、もう一度との招待者名簿、内閣官房総務省の推薦者名簿を再調査するという考えは一切ないということです。

○国務大臣（菅義偉君） 政府としてはありません。

○蓮舫君 ならば、名簿復元の方法はたつた一つなんです。総理、安倍事務所に後援会の全員、一人一人に確認してください。去年の四月十三日の

桜を見る会に行つたか行かないか、誰と行つたか。それだけで名簿つて復元できるんですよ。安倍事務所だけがそれをできるんです。調査せよと命じていただけませんか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 数については既におおむねの人数はお話をさせていただいているところだと思います。

○蓮舫君 説明責任まだ果たしてないと思いますが、菅原前経産大臣は、国会で、有権者にタラコやあるいはメロンを配ったとして、その疑惑を受けて、一応事務所に調査をして調べて、そして答弁しているんですよ。何で総理は調査しないんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは公職選挙法との関わりについての御指摘だと思います。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 安倍内閣総理大臣。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） いや、公職選挙法に違反はしていないと、全く違反していないといふのは答弁しているところでございますが、もしその、実際にですね、それは私の事務所に関わることでありますから、担当する大臣から答弁させたいと思います。

○国務大臣（高市早苗君） 公職選挙法の解釈といふことであれば私が答弁をするのですが……（発言する者あり） ただ、委員長から指名を受けておりますので、今その説明をするかしないかという御質問であれば、私ではないのかと思いますが、よろしいですか。

それでは、公職選挙法の買収罪といふことは、

財産上の利益の供与などが、特定の選挙に関する特定の者の当選を得又は得させる目的などをもつて行われることを要件としております。

○蓮舫君 桜を見る会は国の事業でありますので、一般論としては当選を得る目的などを持つとは言えないと考えられます。

○蓮舫君 疑惑を晴らそうとか丁寧に説明をしようという姿勢が安倍総理からみじんも感じられないんですけども、新たな疑惑も浮上しました。

ちょっと確認をいたしますが、事務方、平成三十一年の桜を見る会、二〇一九年、その推薦名簿の締切り、その後の招待者名簿の取りまとめ、実施作業等の流れを説明していただけますか。

○政府参考人（大塚幸寛君） まず、各省庁、名簿のその推薦依頼文書を発出いたしましたのは一月の、これは三十一年、二十五日でございます。

そして、その各省庁間の締切りは一月の八日締切

りといったしております。その日以降順次取りまとめて作業に入つておりますので、大体三月に入りましたから案内状発送開始と、おおむねこのようなスケジュールでございます。

○蓮舫君 政治推薦枠名簿の提出も各省庁推薦枠分の提出も同じ二月八日の締切りですね。

○政府参考人（大塚幸寛君） 内閣総務官室分におきましては、各省庁はどうしてもかなり多くの

省庁からその書類を出していただく」ともござい

ますので、例年多少遅れて出てくるところもござります。一方、内閣総務官室は、その総務官室、ある一つの組織下でございますので、各省庁から

の、先ほど申し上げた締切りの方を早く設定しております。

一方で、では内閣総務官室の締切りはいつかと

いうことは、既に推薦の依頼文書等を破棄して

ございます。一方、内閣総務官室は、その総務官室、

ある一つの組織下でございますので、各省庁から

の推奨名簿も各省庁の推奨名簿も締切りは同じ

二月八日です。

今、あなたは二月八日よりも内閣総務官室、すなわち政治推薦枠だけは後に設定している。なぜ違う説明したんですか、今いきなり。

○政府参考人（大塚幸寛君） 理事会の場にも、

一月の時点で、私たちのクレジットで一連の流れの今申し上げたようなことを書きました資料をお配りしてございますが、そこでも一月二十五日と

言つて二月八日と書きましたのは、内閣府大臣官房人事課から内閣府内及び各省庁に推薦依頼文書を発出というふうに記載していたところでございました。（発言する者あり）

失礼いたしました。あくまでも内閣府内と各省庁ということでこの発出を、お出ししまして、文書でそこは限定をしてござります。そして、その上で二月八日推薦締切りと記載した文書を提出させていただきました。

○蓮舫君 口頭の説明で確認をしたんです、だから。各省庁には内閣官房の総務官室も入っていますかと確認したら、入っていると言つたじやないですか。何で今答弁変えたんですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） あくまでも、先ほど申しましたとおり、書類でお出しをして御説明したことが全てと思っておりますし、また今この場で御答弁を申し上げていることが私ども内閣府からの説明内容でござります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 大塚官房長。

○政府参考人（大塚幸寛君） 先ほど申しましたとおり、理事会に、理事懇に私どもとして正式にお出しをした資料で、その人事課から府内とそれから各省庁への推薦依頼文書の発出、これは一月二十五日というふうに申し上げました。これは文字でもお配りしたものでございます。その上で、その推薦の締切りを二月八日だということも、こちらも文字でお示しをし、確かに口頭で御説明をいたしました。

その上で、その政治枠云々のところについて、

申し訳ございません、ちょっとその理事懇の場の私自身の記憶としてはございませんが、あくまでも今こういう形で資料としてお示しをし……（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静粛に。

○政府参考人（大塚幸寛君） 今まで改めて、ここで御説明していることを私どもがらの御説明事項であるというふうに改めて申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○蓮舫君 一月二十七日、参議院予算委員会理事懇。内閣総務官室、政治枠、締切り過ぎて提出はない、と、与野党全ての理事、委員長の前で説明を受けました。それは虚偽だったんですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 虚偽の説明をした記憶もございませんし、つもりもございません。

なお、三十一年の準備日程ということを先般委員の方にもお出しをしておりますが、そこでも、これは今のとは別の話でございますが、三十年の例といいたしまして、招待者の締切りは、二月の九日が各省、そして官邸等は二月の十三日というふうに記した資料も委員にはお出しをさせていただいているところでございます。

○蓮舫君 じゃ、官邸と内閣官房総務官室の締切りはいつでした。

○政府参考人（大塚幸寛君） 先ほど申しましたとおり、基本、その推薦に関する、依頼に関する

文書も一年未満として廃棄している中、今時点、今、そちらのお尋ねにつきましては今お答えできる情報を持ち合わせてございません。

○蓮舫君 なぜないんですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 元々が、その推薦

依頼に関する文書も一年未満ということで、会の終了後速やかに廃棄をしているものでございます。

その一方で、先ほど申し上げた点につきましては、その関係者からの聞き取り等も踏まえて情報を総合し、これまで申し上げてこられるように、各省庁等へのその発出の期日それから推薦の締切りについて、確定をしてお知らせをしたところでございます。

○蓮舫君 御覧ください。左が安倍事務所が作成したもので、二月八日が推薦の締切り。理事懇では、ここは政治枠も各省庁の推薦枠も同じ締切りだと断言しました。

ところが、その隣、安倍晋三事務所作成、桜を見る会の御案内は、二月二十日までに事務所に返してくださいとあります。

総理、何でこんな差があるんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 既に官房長が答弁をさせていただいたとおりでございまして、言わば各省庁あるいは内閣府内の、言わばこれ内閣府の役人の皆さんでありますが、それはそこに書

いてある期日であると「う」とありました。そして、政治枠については、党、与党等も含むわけ

でござりますが、それは別途の期日であるというところでございます。

そもそも、それが締切りであれば、で決まっているのであれば、最初に恐らく申込みを出してくる、私の事務所も出しているわけでありますから、その申込みの期日にすればよいわけでございますから、それはそういうことだたんだらうと推測をしております。

○蓮舫君 つまり、総理枠だけは特例扱いだったんじゃないですか。

全て各省庁は二月八日まで、そこから順を追つて三月から招待状を発送していくのに、総理のは二月二十日なんですよ。このれを今日指摘しようと思つてこの資料を配つたら、いきなり今、事務方の説明が、二月八日、総理枠もそこが締切りだつたのが変わったんですよ、数日後だつて。そして、それはいつなんですかと聞いたら、資料がない、捨てちゃつたって新たなことを言い出しているんですよ。

ついでつまを合わせたんじゃないですか、大塚さん。

○政府参考人（大塚幸寛君） あくまでも、先般お出しした資料につきまして、改めてその資料を読み上げながら御説明をさせていただいたという

ことでございます。

○蓮舫君 新たな資料を発見して、出してもらいました。平成三十一年桜を見る会の準備日程です。二年前、平成三十年は、二月九日各省、二月十三日、数日後ですね、官邸等の締切り、推薦、推薦の締切り枠、三月一日から招待状をもう発送している。

ところが、去年は、二月八日に締切り、総理のは二月二十日に事務所に締切り、事務所からそれを内閣官房総務官室に送つて、内閣府、内閣官房がそれを取りまとめて、ふさわしい人を取捨選択をして招待状を案内するんですけれども、招待状の案内を始めたのは去年の桜を見る会はいつですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 今時点では、その具体的にいつという日にちまでは記録として残つております。大体三月中旬頃から招待状の発送を始めたという記録が残つているのみでございます。○蓮舫君 いやいや、残つていた行政文書には、平成三十年は案内状発送開始が三月一日、平成三十一年はあえてその日付が書いてないんですよ。何で白塗りしているんですか、これ。白塗りした

三十年は確かに、委員にお出しした資料でも三月一日というように書いてございますが、その三月の、今年、あつ、昨年、三十一年ですね、三十一年の分につきましては、先ほど御説明したとおり、三月中旬頃としか今申し上げられない状況でございます。

○蓮舫君 質問をすると、これまで説明していた資料がなくなる、記憶がなくなる、いつか見た景色と全く同じなんですけれども。

去年の桜を見る会は、平成三十年の桜を見る会よりも一週間早かつたんです。今、三月中旬とおつしやいましたけれども、その間、招待状を発送した間に、飲食業者、会場設営業者を公告して入札をしなきゃいけない。その期間は決まつていて一ヶ月。そうすると、三月中旬だと、桜を見る会までに、その飲食提供あるいは設営業者の入札が間に合わなくなるんじやないですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 飲食業者の契約の方は、今ちよつと申し上げました、その発送業務との前後関係、今直ちに定かではございませんが、もちろん、その契約業務につきましても、きちんと間に合うよう進めているところでござい

ます。

○蓮舫君 説明は変わるし、資料はなくなるし、遅滞なく廃棄をする、総理がそういう答弁を濫用するから、事務方も当たり前に使うようになつてか分かつておりません。

きているんですよ。そうすると、国会で税金を使つた行事が適切だったかどうかなんて行政チェックできないんですよ。

今問われているのは、総理だけ、招待者名簿、安倍事務所から出たものは、実は内閣府、内閣官房で取りまとめなんて行われなくて、そしてそのまま認められていたんじゃないですか。

五枚目には付けた資料ですけれども、安倍晋三事務所作成、桜を見る会についての御連絡。この度は、桜を見る会への御参加を賜り、ありがとうございます。そして一番下に、招待状は内閣府より、直接、御連絡いただいた住所に送付されます。日付は二月吉日です。安倍事務所で名簿を取りまとめ前に何でもう確定している文書も発出していきます。そして一番下に、招待状は内閣府より、

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは既に答弁をしているものでございますが、桜を見る会の招待者については、提出された推薦者につき、最終的に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行つてゐるところであります。

他方、私の事務所に確認したところ、当該取りまとめの前に御指摘のような文書を發出していたことは事実でありまして、事務所の担当者によれば、回数を重ねる中で、招待されるだらうとの安易な臆測の下、作業を進めてしまつたとのことであります。ですが、招待プロセスを無視した不適切な行

為であり、問題であつたと認識をしております。

○蓮舫君 後から後から出てきた資料が、総理がこれまでした、あるいは官房長官が御説明していく話どんどん変わつてくるんです。

だから、徹底調査をして名簿を出しておけば、自分はやましくないと立証しておけば、国会でこういう問題を追及されないで済むんじゃないですか。やっぱり再調査してください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは先ほど申し上げたとおりでございまして、そのことは考えておりません。

○蓮舫君 桜を見る会の飲食提供業者、第二次安倍内閣発足、二〇一三年以降はどんな形態ですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 大変失礼いたしました。申し訳ございません。

二〇一三年、平成二十五年と思いますが、飲食提供業務の落札業者は株式会社ジエーシー・コムサでございます。

遅れまして、失礼いたしました。

○蓮舫君 二〇一三年以降は、その同じ企業が連續して一社受注していますか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えを申し上げます。

○蓮舫君 一〇一五、一七年は、確かにほかにも一社が手を挙げて競争入札になつてゐるんです。そのときは、飲食提供総支出も一人当たりの単価も、競争入札があつた二年間は下がつてゐるんです。ところが、一社だけが受注しているときは上がりつてゐるんです。これが競争入札の効果なんですね。

なぜこれ以外の年は一社だけが手を挙げ、一社だけが受注をしているんでしょうか。

○政府参考人（大塚幸寛君） このまさしく契約いたしましては、二十五年、二十七年、そして二

十九年が一社参加した結果でございました。

○蓮舫君 この企業は、二十年ほど前から桜を見

る会に限定された食材を提供していたんですね。

ところが、二〇一三年からは、まあ二〇一二年ま

では桜の会は食事の種類で発送業者を分けていた

んです。それが、二〇一三年からこの業者だけに

一括発注することになつたんです。

これ、今まで続いている。なぜでしょうか。

○政府参考人（大塚幸寛君） やはり、一括してその全体として企画提案を受け付け、そして全体としてまさしくどういう形でこうした場での飲食提供サービスを行うのがよろしいかといふことか

ら、全体として一つにまとめてこういう形でやってきているというふうに今となつては認識しております。

○蓮舫君 一〇一五、一七年は、確かにほかにも

一社が手を挙げて競争入札になつてゐるんです。

そのときは、飲食提供総支出も一人当たりの単価も、競争入札があつた二年間は下がつてゐるんです。

ところが、一社だけが受注しているときは上がりつてゐるんです。これが競争入札の効果なんですね。

その都度、企画提案要領に従い企画書を募集した、あくまでもその結果ということです。あくまでも、その値段だけでその落札業者を決めているものではなく、その企画提案も含めたトータルの中身を判断した結果として、その都度ふさわしいと判断した結果として、今お示しのような状況になつていて、どうぞ」と申します。

○蓮舫君 中身を判断してここになつた。

じや、伺いますが、他社が入札に参加できない、手を挙げられないように政府自らが特定事業者を優遇したことはありませんか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 御指摘のようないはございません。

○蓮舫君 二〇一七年から内閣府は去年まで三年続けて入札公告より前に会場の新宿御苑にこの委託業者を呼んで打合せをしていたことが判明しています。これは何ですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 御指摘の打合せでございますが、これは実は二十九年から開催してござりますけれども、これはむしろ、その年の会の準備に向けて、その業者だけでなく、実際には、新宿御苑を所管している環境省なども含めまして、事業者から、むしろその前年の反省点などをお聞きする場として開催をしたものでございまして、何かそこで入札に関わる情報を示すとか、そういうふうなことは一切ございません。

○蓮舫君 いや、二〇一九年も現地で打合せは一月十六日に行われて、入札公告が二月の二十八日なんですよ。入札に手を挙げる複数業者を入札公告の後に現地で説明をして意見を聞くなら分かるんですけど、何でわざわざ受注する手を挙げ、その事業を受託する業者だけを呼んで説明をするんですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えを申し上げます。

先ほど申しましたとおり、あくまでも、前年どうだったかということのその状況、その反省点、そこから出てくるその改善点に関しての御意見をお聞きするということで、実際に新宿御苑を所管する環境省などからも同じように伺っておりますし、あわせて、そうした実際の業務に当たった業者からも、今申し上げたような観点からのお話を伺つたということです。

○蓮舫君 自民党席からも、やつた人しか分からぬ点があるじゃないかというやじがあるんですねが、大塚さん、聞きます。

これ、飲食委託業を受注した人は、桜を見る会が終わった後に結果報告、義務付けられていました。

○政府参考人（大塚幸寛君） 報告書を提出するところになつているふうに存じております。

○蓮舫君 その義務付けられている報告書には、

メニューや数量の提供の詳細、当日提供状況、さらに、詳細に撮影した写真、電子データも提出、五年分保存されています。つまり、前年度に何が問題で、何が売れて、どんな会で、どういう改善点があるかというのは報告が上がっているじゃないですか。

何でわざわざ一ヶ月も前に、公告の前に呼んで、しかも企画入札の内容を示唆していませんか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 報告書という書面ではなかなか伝わり切らないところ、こちらとしても実感として分からぬところもござりますので、そうしたことを行つて、こうした、こういう場を持たせていただいているところでございます。

○蓮舫君 じゃ、報告書では分からぬ何を聞かれたんですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 具体的などういうやり取りをしたかということまで今、といいますか記録が残つてございませんが、あくまでも、やはりその相対でいろいろ話することによって、実際どうであったかと、あるいはこのそれぞれの報告書に書いた意味がどうであったかということも含めて改めて話を聞けたということです。

○蓮舫君 一月七日の野党合同ヒアリングで御説明いただいたのは、これ、打合せじやなくて気付きを聞く場というまた新しい言葉で説明されたん

ですが、どういったものの売行きが良かったか、逆に悪かったか、どこで行方ができたかと具体的に聞いたと。それは本当ですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 担当課長からの御説明と思いますし、私がその今全部をつまびらかに承知しておりませんが、そういうことなのだろうというふうに思っております。

○蓮舫君 先ほど御説明いただいたように、企画競争入札というものは、企画書を提案をして、その内容が良ければ、値段の高い低いにかかわらず入札、応札することができるんですけれども、それが売行きが良かったか事前に担当者の問題認識が分かっていたら、その売行きが良かったものを多く提供する内容にできるし、悪かったかというのを聞かれたら前年悪かったものを減らす、そして気付きの場でいろいろ聞いたことを反映する、そういう企画書を提案することができるんじやないですか。

入札の公平性を著しく毀損させたんじゃないですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答え申し上げます。

そうした結果も含めて、あくまでも、企画提案に当たって、こういう形での提案を募集しますという形にしておりますので、今委員御指摘のような形での、その不公正につながるような」とには

なっていないというふうに私どもとしては考えております。

○蓮舫君 総理、聞いていていかがですか。なるほどと今うなづきましたけれども、私は納得しませんよ。だって、複数社が手を挙げて内容を提案するときに、担当者が一ヶ月以上前、事前に現場に呼んで、そして、その年も応札する人、一社だけに自分たちの問題認識を伝えて意見交換をしている。当然、企画書にそれが反映されたら、点数は高い、そういう入札、応札内容になるんじやないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 既に官房長から答弁をさせていただいているように、これはしっかりと公開で入札をしているということに尽きるんだろうと、そう思います。

その前の説明については、ただいま官房長が答弁したとおりだらうと、このように思います。そうした問題点を主催する側がしっかりと把握しながら、そしてそれを次回に生かしていくという努力だらうと、こう思います。

○蓮舫君 次回に生かされたのは、この説明を受けた業者なんですよ。

去年、私、この業者を調べていたら、この業者のCEOから私の携帯に突然電話が直接来ました。私は面識ありません。何で電話したのかと確認するど、内閣府の職員が、蓮舫議員があなたを調べ

ていますと、それを情報を漏らしました。何ですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） 今委員お尋ねの、お話しの点は、たしか委員の方から、その今のお話のありましたジエーシーのその幹部の方が具体的にどういう政府の役職に就いておられるかということのたしか確認をお求めになつたということを記憶をしてございます。

直接ちょっと私が伺つておりますので、間接的な、報告を受けての話になりますが、そのとき、その当人、受けた当人が、一つは、その重立った省庁に確認をするとということはもちろんあつたんですけど、なかなかそれではという思いも、あり、直接その御本人がおられます会社の方に連絡をし、具体的にどういう政府の役職に就いておられたかということを確認をしたということです。ざいまして、その確認の仕方としては不適切な点があつたというふうに考えております。

○蓮舫君 いやいや、このCEOの奥様がこの飲食業務の委託業者の会長なんですよ。その人が政府委員にいろいろ就いているから役職教えてくれと言つたら、各省庁に聞けばいいのに、何で民間のその業者に聞くんですか。

○政府参考人（大塚幸寛君） これもその担当者とのときの思いを推測するということになるわけですが、恐らく、悉皆に漏れなく調査をせよと

いうふうなお求めというふうに受け止めたので、何といいましょうか、ここ、こういうところかなというところ、重立つたところを当たつたといふことだけで全て恐らく調べ切れるものではないといふふうに考えたのではないかといふうに考えております。

○蓮舫君 省庁間はそんなに全て調べ切れるものではないぐらい縦割りなんですか。苦しいですよ、その説明。

CEOの方と事務所が話したら、私の家内と義理の弟が安倍さんと近いのは事実と。CEO夫人の会長、その弟の取締役夫婦、安倍夫人と学生時代から近いとした上で、さくばらんに事實をお話ししたいと言われた。

総理は、このジェーシー・コムサ会長あるいは取締役夫妻、御存じですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）ええ、それは存じ上げております。

○蓮舫君 二〇一四年二月、十一月、昭恵夫人が、友人と食事を楽しみました。総理と一緒に写真を、数人で会食した様子をアップされています。これ、昭恵夫人からの御紹介ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）それは、役員をしておられる方、会長の方といふよりも、役員をしておられる方とこれは相当昔からの友人であるといふことで、私自身もよく知っています。

しかし、はつきりと申し上げておきますが、一切依頼を受けたことはないということとははつきりさせておかなければいけないと思います。

○蓮舫君 森友も加計もそうなんですよ。昭恵夫人と総理の写真が載つて、調べたら、そこに特段のそんたくが働いている。この業者も、桜を見る会、安倍政権になつてから複数入札が一社一括になつて、事前に説明をして、そしてさらに、この人たちは、桜を見る会に二〇一七年、一八年、招待されている。何がふさわしかつたんでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）個別の方についてでは、先ほど申し上げたとおり、お答えできました。蓮舫君 いや、自分たちが飲食を提供する事業の委託を受けて、仕事を受けて、食べ物や飲物を提供している場にその取締役夫妻が呼ばれるのは、何の功績があるんですか。一般論でも結構です。お好きですから、一般論。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）一般論としても、今、個別の例として挙げられましたので、お答えすることはできないということです。

○蓮舫君 本当にいろいろなところで、総理夫人の影というものが本当にちらつくんですよ。それは偶然だと言うかもしれませんけれども、全然偶然じやないぢやないです。森友のときには、財務省が公文書の改ざんまでしていた。そして、今回

の桜を見る会は、政治推薦枠だけの名簿がなくなりました。いろいろ矛盾をついていくと、予算委員会の理事懇で説明した内容も変え、資料は捨て、あつたものはないと言い、でも、よくよく調べて出てきたらやっぱりありましたと、後から後から資料がわらわらと出てくる。

改めて、総理、御自身の長期政権のおこりがこういうところに現れているとの認識はおありますか。

○国務大臣（菅義偉君）まず、名簿の破棄。破棄、破棄したと言っていますけれども、しかし、それは一年未満で破棄していい名簿でありますから。そして、保存をするときに、まさにこの私的なことが漏れることがないように、そういう形の中で、破棄する書類などということでしつかり表に出しているんです。そこは是非御理解をいただきたいと思います。

そして、今のこのジェーシー・コムと総理の問題であります。これ、週刊誌からも言われましたので、私調べました。実は、記録にあるのは平成二十四年まででありますけれども、鳩山さんのときもこれを使っています。そしてさらに、本人に私確認をしましたら、海部内閣のときからこの仕事をさせてもらっているということでありました。そうしたことを見つかり皆さんの中で申し上げたいと思います。

○蓮舫君　いや、その業者を使ったことを否定しているんじゃないんですよ。何でこの一社だけに絞られていったんですかと、何で事前に説明をするんですか、何でその人たちの夫婦が桜を見る会に招待されるんですか。自分たちが言い募れるところだけは堂々と答弁をして、それ以外は名簿がない、説明ない、個人情報だと逃げるのは、まさに私は二重基準だと思いますよ。

それで、菅官房長官、今、一年未満で廃棄したからルールにのつとっていると言いますけれども、確認しますけれども、森友、加計で大きく問われた安倍内閣の公文書管理、ガイドラインを「〇一七年十二月に変えました。もうデジタル化も厚くしていったんですけれども、その改正ガイドラインの目玉は何ですか。

○国務大臣（菅義偉君）　それぞれの行政文書の

保存期間は公文書管理法や政府全体がガイドラインに基づいて各省庁において保存期間を設定する、このように定められています。

そして、この保存期間については、平成二十九年、今委員からお話がありましたけれども、ガイドライン改訂によって、ここに一年未満の保存期

間の規定が追加されました。これを受けて、内閣府において、招待者名簿については、大量の個人情報を含む文書管理が負担となるなどの理由で、平成三十年、これ一八、一八年、一九年であり

ますけれども、一年未満の保存期間とされています。

これがルールであって、私、先ほど来申し上げておるけれども、こうしたルールに基づいて保存期間を設定し、内閣府の判断で適切な時期に廃棄したものであるというふうに思います。

○国務大臣（北村誠吾君）　お答えします。

保存期間の設定につきましては、行政文書の管理に関するガイドラインにおきまして、御承知のとおり、歴史公文書等に該当する行政文書は一年以上、該当しないものであっても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については原則として一年以上の保存期間を定めることとされています。あわせて、保存期間を一年未満に設定可能な行政文書の類型を列挙いたしております。

以上、ガイドラインを踏まえて個々の行政機関において行政文書管理に関する定めが規定をなされ、同規定に基づいて文書管理が行われているものと承知しているところであります。

○蓮舫君　じゃ、わざわざ出てきてくださったので伺います。

意思決定過程や事務事業の合理的な跡付け、検証に必要な行政文書は原則一年以上保存と、改めて、原則一年以上、それまでなかつた規定を盛り込んだんです。これ、なぜこれをあえて盛り込んだん

ですか。

○国務大臣（北村誠吾君）　お答えいたします。

平成二十九年の改正ガイドラインでは、保存期間一年未満の行政文書は各行政機関の裁量の余地が大きいと指摘されたことを踏まえ、一年未満に設定し得る行政文書の類型を明確化したところであります。その上で、個々の所管業務につき知見を有し責任を負う立場にある個々の行政機関が、公文書管理法や改正ガイドラインを踏まえたそれに沿った行政文書管理規則に基づきまして保存期間の設定を行っているものであります。

各府省庁における公文書管理の適正の確保のため、引き続き、研修の充実強化や実効性のあるチエック体制の強化に取り組んでいかにやらぬと考えておるところであります。

以上です。

○蓮舫君　ずさんな公文書管理の反省を受けて、原則一年以上を基本にしたんです。ところが、内閣官房と内閣府の政治推薦の名簿だけ一年未満と、原則から外れてルールが作られました。これ、なぜですか。誰が定めましたか。

○国務大臣（北村誠吾君）　お答えします。

桜を見る会は、総理主催の大規模な会合でござります。御指摘のガイドラインにおける事務及び事業に該当するが、その実績の合理的な跡付けや検証に必要な行政文書につきましては、予定

どおりの運営を行うことができたかを示す当日の運営等に関する資料、どういった性格の方々がどの程度の人数参加したかを示す内訳表などが該当するわけありますけれども、単に招待者の氏名を列挙した招待者名簿については該当しないと考えられております。

そのため、ガイドラインにおいて一年未満の保存期間の類型が設けられたことを受けて、内閣府において保存期間表を見直し、招待者名簿につきましては一年未満の保存期間となし、その旨を公表したところであります。

以上です。

○蓮舫君 無駄に力強く答弁いただいているんですけど、誰が決めたかと伺っているんです。

○政府参考人（大塚幸寛君） お尋ねの内閣府のこの保存期間の定めにおきましては文書管理者が定めることになつております、内閣府の保存期間につきましては文書管理者であります内閣府の大臣官房人事課長が定めたものでござります。

○蓮舫君 北村大臣、公文書管理の法律施行令八条二項三号は何となつていていますか。

○国務大臣（北村誠吾君） 大変遅れて申し訳ありません。お答えさせていただきます。

第八条に、行政機関の長は、当該行政機関における能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、国の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう、法第五条第一項及び第三項の規定により、行政文書及び行政文書ファイルについて、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類をいたし、分かりやすい名称を付さなければならぬと規定されています。

なお、その二項に、法第五条第一項の保存期間は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める期間とするということです、それぞれ機関が定めておるところであります。時間が遅れてしましましたので、簡潔にお答えをさせていただくところで、よろしいでしょうか。もっと詳しくやりますか。（発言する者あり）では、失礼します。

○蓮舫君 ただ条文を読んでいただいただけなんですが、ちょっと分からないので、今の条文から誰が保存期間を定めるとなつています。

○国務大臣（北村誠吾君） どうも遅れて済みません。お答えします。

文書管理者である各省の課長が定めるものであります。文書管理者である各省の課長が定めるものであります。

○蓮舫君 北村大臣、今あなたが読まれた公文書管理法、公文書管理の法律施行令八条二項三号で、どこに課長という文字があります。

○政府参考人（大塚幸寛君） 申し訳ございません。内閣総理大臣（安倍晋三君） それは内閣総理

ん。補足をさせていただきます。

委員のお尋ねは、今の、大臣が申しました、内容等に応じて行政機関の長が定める期間といふことで、期間の定めの主語がいわゆる行政機関の長になつてはいるではないかと、それと私が先ほど申しました文書管理者、各課長であるというところとの、その発言との整合が取れないのではないかという御指摘だと思いますが、そこは、あくまでもこの法律に基づいてそれぞれの各府省で文書管理規則を定め、その文書管理規則に基づいて文書管理者という概念が置かれ、各省庁の、内閣府でいえば課長がこの保存期間の策定責任を負つているということですござります。

○蓮舫君 公文書管理条例においても、その施行令においても、今、北村大臣が、途中までは正しくてその後めちゃめちゃだつたんすけれども、の答弁であったように、行政機関の長が保存期間を定めるとなつてているんです。

ただ、そこから下りて各省庁の行政文書管理条例になると、実務的に大臣が全ての保存期間を全部作るのは、それは難しいでしょう。だから、現場の責任者がそれを決めることができるとなつていい。ただ、法律で言うと、行政機関の長が保存期間を定めることができる。

内閣府の長はどなたですか、北村大臣。

大臣であります。

○蓮舫君 つまり、菅官房長官が一年未満とのルールに基づいて廃棄している、その一年未満と決めたのは内閣総理大臣、安倍総理なんですよ。政治枠、推薦枠の名簿を一年未満で捨てていいと決めたのは安倍内閣総理大臣ですが、この決定は正しかったと思っていますか。法律では、適正だつたと書いてありますが、適正で、思っていますか。

○委員長（金子原二郎君） 大塚官房長。（発言する者あり）

○政府参考人（大塚幸寛君） 委員長の御指名ですでの、お答えを申し上げます。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 菅官房長官。

御静聴に。

○政府参考人（大塚幸寛君） 失礼いたしました。

○国務大臣（菅義偉君） 内閣府設置法においては、総理大臣の命を受けて官房長官が内閣府の事務を統括をいたします。そして、政府全体の行政文書の管理に関するこのガイドライン、このガイドラインによって、まず、各省が行政文書管理規則を設けた際のガイドラインをこれ規定の例として、各省に総括文書管理者を置き、官房長を充てるさらに、各課長が文書管理者とされて、文書の保管の事務をつかさどる者として、文書の保存期

間を定める保存期間表、こういうものを決定するのは課長ということであります。

○蓮舫君 一番最後の資料に付けさせていただきましたが、行政文書の管理に関するガイドラインでは、保存する公文書は原則一年以上だけれども、七つの例外があると。

○国務大臣（北村誠吾君） お答えします。

この規定の言わば例外として、定型的、日常的な業務連絡、日程表等や、保存期間表において保存期間を一年未満と設定することが適当なものとして業務単位で具体的に定められた文書など、七類型を保存期間一年未満に設定可能な類型と規定しているものであります。

以上です。

○蓮舫君 済みません、それは、七つは何ですかと伺っているんです。

○国務大臣（北村誠吾君） 失礼いたしました。

補足させていただきます。

今申し上げた七類型を申し上げさせていただきます。まず、別途正本、原本が管理されている行政文書の写し、これが一つ。次は、定型的、日常的な業務連絡、日程表など、これが二つ。出版物や公表物を編集した文書、これが三つ目。四つ目に、各省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答。そして五つ目に、明白な誤りなどの客観

的な正確性の観点から利用に適さなくなつた文書であるもの。そして六つ目に、意思決定の途中段階で作成したものであつて、当該意思決定に与える影響がないものとして長期間の保存を要しないと判断される文書であり、さらに、最後の七類型の七は、保存期間表において保存期間を一年未満と設定することが適當なものとして業務単位で具体的に定められた文書であります。

大変遅れまして、失礼しました。

○蓮舫君 一年未満で捨てていいと決められているものは、新聞の切り抜き、公文書のコピー、業務連絡、各省への問合せメモ、間違いがあつた文書、意思決定に影響しない文書と具体的に例示され、総理、新聞の切り抜きや公文書のコピーと伝統的な総理主催の伝統行事の名簿というのは同列なんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 私、適切に人事課長の下において判断されたものと、このように思つております。

この廃棄、廃棄については、これは平成二十三年、四年、安倍政権が誕生する前の民主党政権のときから廃棄をされているわけでございますが、それに、その判断においては、まさにこれは政策立案そのものではないわけでござりますし、まさに個人情報のこの固まりと言つてもいい名簿といふことでもあつたんだらうと、こう考えております。

○蓮舫君 北村大臣、そんな簡単に捨てちゃいけないものだと、公文書管理担当大臣はそこはもつと頑張つてもらわないと困るんですよ。新聞、コピーと一緒に一緒に名簿が。ふさわしいかどうかと後に税金で使われた事業で検証するときに、その名簿がなければ、招待された人がふさわしい人で税金が適切に使われたか、公文書管理法第一条の目的に合致しているか、検証でききないじゃないですか。

適當だと思いますか。

○国務大臣（北村誠吾君）お答えいたします。

行政文書の保存期間は、個別の具体的な事務の性質、内容等に応じて、各府省において策定された行政文書管理規則に基づいて適切に設定されるべきものであります。一般論としては、類似の行政文書であっても事務処理の過程の違いによって保存期間が異なることはあり得るものと考えております。

以上です。

○蓮舫君 もう一つ、これ分からるのは、菅官房長官は、廃棄した理由も、桜を見る会の終了をもって使用目的を終える、これを全て保存すれば個人に関する情報を含んだ膨大な量の文書を適切に管理する必要が生じる。

○国務大臣（菅義偉君）終えると思っています。

○蓮舫君 じゃ、二点目、そんな膨大な量の個人情報ですか。

○国務大臣（菅義偉君）まあ一万五千人分でありますから、そうじゃないでしょうか。

○蓮舫君 内閣官房政治推薦枠九千人ほど、そして内閣府招待者名簿一万五千人ほど。

高市総務大臣、マイナンバーは何人の情報を保存しています。

○国務大臣（高市早苗君）現在、マイナンバーというのは全ての国民及び日本に在住している外国人に付されているものでございます。ただ、総務省におきましては、マイナンバーそのものは保存しておりません。

○蓮舫君 各市町村、各都道府県で保存、適切に保存されているのを管理はされていると思いますけど、マイナンバーを交付した総人數は今どれぐらいあります。

○国務大臣（高市早苗君）申し訳ございません。マイナンバーカードの交付につきましては千九百万枚を超えたところでございますが、マイナンバー、外国人も含めた付番総数については正確な数字を今持っております。

○蓮舫君 個人情報に優劣はないし、セキュリティの重さをどんどん掛けていかなければいけないというのはあったとしても、一万五千人が膨大な量で適切に管理できない内閣府、内閣官房。総務省は、都道府県とも連携を取って、二千万人の情報はきつちりセキュリティ掛けている。

官房長官、内閣府は、でも、セキュリティ、データが漏えいしないようにシンクラシステムを導入しました。百三十三億掛け、情報が消えないよう、勝手に捨てられないように、サイバーでロに遭わないようにして。これだけのお金をかけてデジタルのセキュリティをチェックしていくのに、何で政治の推薦名簿、招待者名簿だけが保存することが難しいから一年未満で捨てるんですか。

○国務大臣（菅義偉君）紙で保存をされる、このようになっています。そして、その中で個人情報が漏えいするおそれがあるということで、一年未満ということになります。

○蓮舫君 紙をデジタルにすればいいだけじゃないですか。

○国務大臣（菅義偉君）でも、今のルールでは紙になっていますので、そういうことです。

○蓮舫君 紙は、国会議員の質問、資料請求がつた一時間後にシュレッダーしました。デジタルデータは、そこから最大八週間残っていたということが確認されています。デジタルにもなつたんじゃないですか。そして、それを廃棄して、口グを出せとしたら、出さないと言い出している。

デジタルになつていると答弁していたじゃない

ですか、これまで。

○政府参考人（大塚幸寛君） もちろん、委員御指摘のそのシンクライアントも導入し、できるだけその漏えいリスクがない、もちろん手だても講じておりますが、それでもなおかつ、やはり一般論としては、どういった形からその情報が漏れないうとも限りません。そういうリスクの備え、そういったことの可能性があるということはやはり認識しておくところと思つておりますし、一方で、その個人情報を使用目的、目的を超えて持たないという個人情報保護法の方からの要請もござります。そういうことから一年未満としているところです。

○蓮舫君 今日の質疑、答弁を聞いていても、全てが安倍総理を守るために矛盾だらけの答弁だし、なくなつたから説明できない、官僚は答弁を変え、資料は勝手に捨てられる、もうこれの繰り返しなんです。

○蓮舫君 終わります。
○委員長（金子原二郎君） 以上で蓮舫君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（金子原二郎君） 次に、徳永エリさんとの質疑を行います。徳永エリさん。

○徳永エリ君 国民民主党・新緑風会の徳永エリでございます。今日はどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私は、通告をしておりませんけれども、緊急事態でございますので、中国武漢で発生いたしました新型コロナウイルスの日本国内での発生状況についてまずはお伺いしたいと思います。

渡航歴のないツアーバスを運転していた日本人の感染が確認されたことによって、国内で人から人への感染が確認されたとの報道がありますが、現段階で政府で把握している状況について詳細に御説明いただきたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君） 昨日時点では、全部で七例が国内で感染が判明しております。そのうち六名についてはその感染者が武漢市に滞在をして

いたということですが、今御指摘の一件は、そうした滞在歴がないということになりますから、したがって、国内で人から人への感染が、今の段階、疑われるんですけど、これ、初めての事例といふことがありますから、これまでとは私は事象が違つてているという認識を持つて対応しなければまづならないというふうに思つております。

具体的には、患者さんの概要はちょっと省略ま

すが、この方は、一月に当たつて二回にわたつて、武漢市から来られる旅行団体客を、バスの運転手として三日ないし四日ぐらいの期間、ずっと運転をしておられたということありますので、そこからの感染の疑いがあるのかなというのが今の状況であります。

その方がこれまで感染が疑われる期間において接触された場所あるいは方について調査をしております。これ積極的疫学調査と呼んでおりますが、この結果、現在、接触者として認定している方が百四名、そのうち濃厚接触者、まあ家族とか医療従事者とか、かなり濃い、ヘビーコンタクトですね、という方が十八名おります。ただ、今の段階ではその方については発症している状況ではないということは確認しておりますが、引き続き、その方々の健診確認を行うとともに、立ち寄った先の保健所等にも連絡を取りながら対応を取るようにしております。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 新型コロナウイルスによる感染状況については、二十八日十七時時点では、中国において約四千五百人の患者が確認されており、そのうち百六名が亡くなっているものと承知をしております。

日本人の患者については先ほど厚労大臣が答弁したとおりでございますが、政府としては、感染拡大が進んでいることを踏まえまして、これまで